

## 東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運用要綱 新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条 運営方針</b> (現行のとおり)</p> <p><b>第 2 条 検討委員会の任務</b> (現行のとおり)</p> <p><b>第 3 条 検討委員会の運営方法</b> (現行のとおり)</p> <p><b>第 4 条 公開等</b>  <u>検討委員会は、公開で行うものとする。ただし、第 2 条第 1 号に係る任務を行う場合及び東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第 5 号)第 7 条第 3 号に規定する情報を取り扱うことが予定される場合は、検討委員会の決定により非公開とすることができる。</u>  <u>2 検討委員会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第 5 号)第 7 条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。</u></p> <p><b>第 5 条 開催</b> (現行のとおり)</p> <p><b>第 6 条 会長</b> (現行のとおり)</p>	<p><b>第 1 条 運営方針</b> (略)</p> <p><b>第 2 条 検討委員会の任務</b> (略)</p> <p><b>第 3 条 検討委員会の運営方法</b> (略)</p> <p><b>第 4 条 公開等</b>  検討委員会は、非公開で行うものとする。</p> <p><b>第 5 条 開催</b> (略)</p> <p><b>第 6 条 会長</b> (略)</p>

新	旧
<p><b>第7条 その他</b> (現行のとおり)</p> <p>附則 この要領は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要領は、平成28年12月22日から施行する。</u></p>	<p><b>第7条 その他</b> (略)</p> <p>附則 この要領は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。</p>